「危険木伐採業務（宝が池公園予定地）」仕様書

１．件名

　　　危険木伐採業務（宝が池公園予定地）

２．目的及び概要

　　　宝が池公園予定地において、倒木すると民地等に影響する可能性がある樹木について、伐採及び撤去を実施する。

３．履行期間

　　　契約締結の日から令和７年８月８日まで

４．履行場所

　　　京都市左京区松ヶ崎林山地内（別紙１「箇所図」参照）

５．作業範囲

　　　別紙１「箇所図」及び別紙２「現況写真」のとおり

６．作業内容

　　・別紙写真に示す箇所に存在する立木・根株・実生木・根の伐採・撤去

　　　立木約９本、根株１つ、根約１０ｍ×２、根周（Ｃ＝５０cm、３０cm）等

　　・根株撤去は対象外だが、地際１０㎝以内で幹を切断する。

・伐採及び撤去した樹木の処分までを含む。

　　・対象樹木は斜面に位置しているため、安全衛生規則等に基づき、安全に配慮して作業すること。また、隣接している松ヶ崎小学校との境界付近にあるため、影響（敷地内への倒木等）や損害等が出ないように十分に注意すること。万が一、損傷等を発生させた場合には、受注者の責において対応・解決すること。

・作業を行うにあたり、ハーネス型の命綱により作業する、幹や枝については上部から切断して小割にしてロープにより安全に平地まで吊り下ろすこと等、安全に配慮した作業計画を立案すること。

・松ヶ崎小学校と十分に調整を行ったうえ、作業を行うこと。

　　・幹及び枝の運搬・処分までを作業内容に含むが、対象樹木の位置には車両等を寄り付けることが困難であるため、人力にて道路まで運搬する必要がある。

　　・作業日程を作業の１週間前には発注者に連絡すること。

７．支払条件

　　　作業完了後、作業範囲において適切に作業が履行されたことを確認のうえ、本作業に係る経費を支払う。

８．その他

　　　業務が完了した場合、実施前・実施中・実施後の写真及び完了届を提出すること。

　　　飛散防止の措置を行うとともに、周囲への安全の確保に十分留意すること。

　　　各種作業等において、関係法令を遵守すること。